



みんなの税金

町税

問 税務課 町民税係 ☎34-2112(直通)
税務課 固定資産税係 ☎34-2113(直通)

税金は、まちづくりの重要な財源です。皆様の納められる町税は、生活にもっとも結びついた事業を行うための町の財政収入の源をなしています。

町税には、次のものがあります。

- 町民税(個人、法人)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 町たばこ税

町民税

町民税は、1月1日現在町内に住んでいる方、または町に住所がなくても事業所、事務所、家屋敷を持っている方で、前年中に所得のあった方に課税されます。

申告

申告期限は毎年3月15日です。申告書に前年の所得および所得諸控除などをきれいに記入のうえ、忘れずに申告しましょう。なお、所得税の確定申告をされた方や所得が給与だけで特別徴収している事業所に勤務している方は、個人で申告する必要はありません。

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人に課税される税金です。市街化区域内に土地、家屋を所有している人は都市計画税もあわせて課税されます。固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ市町村長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録されます。その台帳に登録された価格を基準に課税されます。

原則として固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

町内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

固定資産税の税率は、1.4%、都市計画税の税率は0.2%です。

軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日(賦課期日)現在、田原本町内に主たる定置場(常に保管している場所)のある軽自動車などを所有している人に課税されます。軽自動車などを取得したときや、譲渡や廃車※、盗難などの理由で、これらの車両を所有しなくなったときは、速やかに(15日以内)申告してください。

廃車申告をしないと所有しているものとして、翌年度も課税されます。

また、年の途中(4月2日以降)に廃車手続きをしても、月割りによる課税または、還付はありません。

手続きの詳しい方法については下記までお問い合わせください。

※廃車とは、解体業者などに軽自動車を引き渡すことではなく、課税対象だった車両の登録を抹消し、税金がかからないようにすることをいいます。

種類	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車	田原本町役場税務課 ☎34-2112	●原動機付自転車標識交付証明書、販売証明書など ●ナンバープレート ●印鑑
軽二輪車	近畿運輸局奈良運輸支局 大和郡山市 額田部北町981番地2 ☎050-5540-2063	左記にお問い合わせください。
二輪の小型自動車		
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 大和郡山市 額田部北町980番地の3 ☎050-3816-1845	左記にお問い合わせください。

町たばこ税

たばこを消費する方に負担していただく税金をたばこの製造者、特定販売業者などが消費者に代わり、町内の小売店の売り上げ本数に応じて町に納めるしくみの税金です。

税金・料は、それぞれ納期限が定められていますので、各納期限内に納めていただきますようお願いいたします。

また、退職・リストラなどにより、納期限内に支払うことが一時的に困難となった場合、収入が激減したため納付が困難となったような場合には、なるべく早く町役場税務課収納・債権整理係まで納付相談のご連絡をお願いします。

町税などの納付方法

① 一般納付

金融機関等で納付される場合は、各納期限内に次の納付場所で納めてください。

また、督促状・催告書の発送にあたっては、できる限り納付確認を行っていますが、発送直前に納められた場合、金融機関からの入金に日数がかかることから、入れ違いに督促状などが発送されることがありますのでご了承ください。

納付場所

- 指定金融機関
 - ・南都銀行・あいち銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良県農業協同組合
 - 上記金融機関の本支店及び出張所
 - ・近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局
- 全国のQRコード対応金融機関
 - ※QRコードが印刷された納付書に限ります。☆
- 田原本町役場税公金収納機

② QRコードによる納付

※町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税(普通徴収)に限ります。

使用できる納付書は、QRコードが印刷された納付書です。スマホ決済アプリで納付書に印刷されたQRコードを読み取り、決済を行ってください。地方税お支払サイトで内蔵カメラやQRコードリーダーによりQRコードを読み取って納付することもできます。☆

いずれも領収証は発行されませんので、領収証が必要な場合や納付後すぐに納税証明書が必要な場合はご注意ください。

☆QRコードによる納付、全国のQRコード対応金融機関及びQRコード対応スマホ決済アプリは、「地方税お支払サイト」<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>で確認してください。



③ バーコードによる納付

※1枚あたりの金額が30万円を超えている納付書は使えません。

使用できる納付書は、バーコードが印刷された納付書です。次のコンビニエンスストア(※1)で納付してください。または、次のスマホ決済アプリ(※2)で、納付書に印刷されたバーコードを読み取り、決済を行ってください。スマホ決済での納付は領収証が発行されませんので、領収証が必要な場合や納付後すぐに納税証明書が必要な場合はご注意ください。

取り扱いコンビニ(※1)

MMK設置店、くらしハウス、ハマナスクラブ、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア100の全国の各店舗

取り扱いアプリ(※2)

PayB・PayPay・J-Coin Pay・d 払い・au PAY

④ 口座振替(町税などの納期限が引き落とし日です)

納期限に、納税者の預金口座から税金などが自動的に納付される方法です。

この方法を利用されると、金融機関に納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

また、不在がちな納税者には大変便利な方法ですので、ぜひ手続きされるようお願いいたします。

口座振替不能分の再振替はできませんので、預金残高を確認ください。

口座振替の手続き方法としくみ

下記の金融機関に預金口座をお持ちの方は、町内の金融機関の窓口、田原本町役場税務課に申込用紙(口座振替依頼書)がありますので、必要事項を記入いただき、通帳印を押印のうえ金融機関に提出してください。

口座振替取扱金融機関

- 南都銀行・りそな銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良県農業協同組合
- 上記金融機関の本・支店及び出張所
- 全国のゆうちょ銀行または郵便局

督促、延滞金

① 督促

督促状

地方税法の規定により、各納期限から20日を過ぎると発送されます。

② 延滞金

地方税法などの規定により、各納期限の翌日から計算することになります。

町税などの納期

下表の○印の月末が納期となります。ただし、12月は25日が納期です。
いずれも土・日曜日、祝日の場合は翌日が納期となります。

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税			○		○		○			○		
固定資産税・都市計画税		○		○				○			○	
軽自動車税(種別割)		○										
国民健康保険税				○	○	○	○	○	○	○	○	
介護保険料				○	○	○	○	○	○	○	○	
後期高齢者医療保険料				○	○	○	○	○	○	○	○	

還付のお知らせ

誤って多く税金を納付された場合や更正により結果として多く税金を納付していた場合には、還付を行います。

滞納がない方には、還付通知書を郵送し、還付金の振込口座の確認を行った後に還付手続きを行います。

滞納がある方には、関係法令の規定により、滞納している税または保険料に充当した後に還付通知書または充当通知書を郵送します。

¥

みんなの税金

主な証明書と発行手数料

問 税務課 固定資産税係 ☎34-2113(直通)

税務課で証明する主なものは、次のとおりです。

種類	説明	請求できる方の範囲	手数料
評価証明	土地・家屋の物件内容や評価額を記載した証明です。	本人または同一世帯の方 ※本人確認の書類必要	300円
公課証明	土地・家屋の課税標準額や税額を記載した証明です。		
住宅用家屋証明	登記の税率が軽減される家屋であることの証明です。	どなたでも請求可能	1,300円

※申請書には、内容を正確に記載してください。記載された内容が異なる場合は、証明書の交付はできません。

※上記の申請で請求できる方の範囲外の方(第三者)が申請される場合は、「委任状」が必要です。